

廃棄物関連政策

1. 固形廃棄物

■ 固形廃棄物関連法令

- 環境保護法／Environmental Conservation Law (2012)
廃棄物の管理部署や管理方法など、全般的な規則を制定
- 環境保全規則／Environmental Conservation Rules (2014年)
環境基準や廃棄物の分類、EIA 手続きなど環境保護法の施行細則を記載
- 環境影響調査および環境品質（排出）ガイドライン／Environmental Impact Analysis and Environment Quality (Exhaust) Guideline (2015年)

－今後発表予定－

- 個別リサイクル法／Individual Recycle Law
- 国家廃棄物管理戦略・行動計画／National Waste Management Strategy and Action Plan

出典：環境省請負調査報告書「4. マレーシア（平成27年度更新版）」（2015）

■ 固形廃棄物政策

➤ 目標

- コミュニティが環境保護、合理的な技術の選択、公衆衛生を重視できるよう、総合的、統合的、費用効果的、持続可能でかつ利用可能な固定廃棄物管理制度の構築
- 3R (Reduce, Reuse, Recycle)による廃棄物量の削減、中間処理や最終処分を重視した廃棄物の段階に基づいた固定廃棄物管理の実施

➤ 目的

- 回収、輸送、中間処理、処分を含む統合的で費用効果的な固定廃棄物管理
- 3Rにより家庭、商業、産業コミュニティ、建設部門からの固形廃棄物量の最小化
- 民営化による効率的で費用効果的なサービス
- 導入費用、運営費用について合理的で環境配慮が証明された技術分野
- 環境保護や公衆衛生の確保
- 固定廃棄物管理に関する法的制度の構築行動計画の設計と実施

出典：National solid waste management department, Ministry of Urban Wellbeing, Housing and Local Government

http://www.kpkt.gov.my/jpspn_en_2013/main.php?Content=vertsections&VertSectionID=170&IID=

■ 日本の協力

➤ 廃棄物回収システム（2018年）

日立造船株式会社はマレーシアのサイパーク社（以下「サイパーク」という）から廃棄物発電所（ストーカー式廃棄物焼却炉：600トン／日、出力：18,000キロワット時）の発注を受けた。官民のパートナーシップ（PPP）計画により、ネグリスンビラン州ポートディクソン地区タナメラ（Tanah Merah）に廃棄物発電所・衛生埋め立て場・その他の要素から成る総合廃棄物管理施設の建設と運営をサイパークに任命した。そして日立造船は地元のパートナーである KNM プロセスシステム社と合併企業を設立し、廃棄物発電所の建設と運営に従事した。

出典：JETRO クアラルンプール事務所「マレーシアの環境法令／最新の改正と今後のビジネスの可能性」（2018）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/3bfa359341928820/201803_Malaysia_Environment.pdf

2. 排水

■ 水質管理関連法令



出典：環境省・IGES「アジア水環境パートナーシップ（WEPA）アジア水環境管理アウトルック 2018」

https://www.iges.or.jp/jp/publication_documents/pub/policyreport/jp/6383/WEPA_outlook_report_2018_j_180329.pdf

■ 排水基準

環境質法（1974年）では、「認可を受けている場合を除き、いかなる者も第21条に定められた許容範囲の条件に違反し、環境有害物質、汚染物質または廃棄物を陸水域に放出、排出、堆積させてはならない（環境質法 第25条）」と述べている。排水の排出に関する規則と手続を定める下水・産業排水に関する環境規制（1979年）は、2009年、3つの新たな規制へと改められた。すなわち、下水に関する環境規制、産業排水に関する環境規制、固形廃棄物の処理場及び埋立地からの汚染管理に関する環境規制である。これらの規制の下、下水排出基準、産業排水放流制限及び浸出液排出基準が定められている。

新しい環境保全法の草案が完成している。同法草案は、環境や国内自然資源の保護がより一層求められている現状を受け、より包括的な法的予防措置として総合的なものとなっている（Clean Malaysia 2017）。経済の変化が激しく、新たな汚染物質が次々に発生する今日は環境問題も複雑化しており、複数の組織の管轄にまたがることも多い。同草案は、この問題にも対処する予定である。マレーシアにおける水環境の改善には、天然資源環境省環境局は次の要素が不可欠と考えている（Majid 2016）。

- (i) 新たなアプローチとして、汚染管理規制を改正し、規制部局側から産業側に責務をシフトさせる。
- (ii) 汚染の防止と規制へのよりよい解決策として、モニタリング遵守に対する努力を続け、プログラム実施に対して再度戦略を練りなおす。
- (iii) 情報通信技術を強化することで実施コストの減少を図り、より広範な汚濁源に対処する。

それらの一環として、汚染管理に対する自己規制の取り組みを一層促進させ、表流水の限定的利用または利用不能地域において地下水の賦存量を特定し、湖沼と貯水池の管理向上を目指し、ステークホルダーの役割と責任を明確化する。この目標の達成に向けて、さらなる研究と適切なデータ管理が求められる。